

彩の国埼玉環境大賞審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、彩の国埼玉環境大賞実施要綱第6条第2項に規定する審査会の審査要領について定める。

(審査会)

第2条 被表彰候補者の審査を行うため、彩の国埼玉環境大賞審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、主催者が依頼した委員長及び委員で構成し、その数は10人程度とする。

3 委員の任期は2年を原則とし、再任を妨げない。ただし、連続して2期までを原則とする。

4 委員がやむを得ない事情等により出席できないときは、審査会開会前に事前審査を行うことができる。

5 審査会の庶務は、埼玉県環境部環境政策課（以下、「事務局」という。）が行う。

(審査方法)

第3条 審査は、次に定める審査基準に基づき、書類審査により行う。

2 審査方法は、別に定める別表「審査方法について」により行う。

(審査基準)

第4条 審査は、「彩の国埼玉環境大賞」の創設の趣旨を踏まえ総合的に判断することとし、評定に当たっては、次の各号に掲げる点に留意するものとする。

- (1) 活動内容に先駆性はあるか
- (2) 活動内容に独創性はあるか
- (3) 活動内容に普及・啓発が期待できるか
- (4) 活動内容に継続性・発展性はあるか
- (5) 環境保全・創造に寄与する効果が大きいか
- (6) 地域と連携して活動を行っているか

附 則

この要領は、平成20年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 11 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別 表

審 査 方 法 に つ い て

彩の国埼玉環境大賞審査要領（以下「審査要領」という。）第3条第2項は、以下のとおりとする。

1 事務局による事前審査

（1）提案する数

応募者が多数の場合、事務局が被表彰者予定者数の概ね2.5倍程度の候補者を事前に選定の上、審査会に提案することができる。

（2）採点表

（1）の選定に当たっては、別に定める採点表を使用し、県民部門、事業者部門ごとに採点を行う。

（3）過去の受賞者の扱い

（1）の選定に当たって、過去に彩の国埼玉環境大賞（優秀賞・奨励賞を含む）を受賞しているものについては、受賞後に取組を発展させていると認められる場合又は受賞後に取組の内容を変更していると認められる場合に、審査会に提案することができるものとする。

2 審査

（1）審査に当たっての留意点

事務局から提案された候補者の中から、審査、選定することを基本とする。

ただし、審査会は事務局提案以外の候補者を新たに加えることができる。

なお、委員と関係のある団体等の審査にあたっては、関係者である委員は投票せず、得票数を補正して、比較・選定を行う。

（2）審査の手順

① 被表彰候補者の投票

審査会の委員長及び委員は、審査要領第4条に基づき、部門（県民部門、事業者部門）ごとに審査し、彩の国埼玉環境大賞及び彩の国埼玉環境大賞優秀賞の候補者を投票する。

② 審査結果の集計

事務局は、投票結果を県民部門、事業者部門ごとに集計する。

③ 被表彰候補者の選定

県民部門、事業者部門ごとに得票数が多い順から、彩の国埼玉環境大賞、彩の国埼玉環境大賞優秀賞及び彩の国埼玉環境大賞奨励賞を選定する。その際、彩の国埼玉環境大賞については、県民部門、事業者部門各1組を目安として所要の調整を行う。彩の国埼玉環境大賞優秀賞については、県民部門、事業者部門合わせて10組を目安として所要の調整を行う。

④ 彩の国埼玉環境大賞特別功労賞

前項の選定・調整において、取組内容の特性等に鑑み、県の環境保全に特に貢献したと認められる被表彰候補者がある場合は、彩の国埼玉環境大賞、彩の国埼玉環境大賞優秀賞及び彩の国埼玉環境大賞奨励賞に代え、彩の国埼玉環境大賞特別功労賞の被表彰候補者とすることができる。

3 被表彰者の決定

彩の国埼玉環境大賞、彩の国埼玉環境大賞優秀賞及び彩の国埼玉環境大賞特別功労賞の受賞者は、審査会の審査結果に基づき、知事が決定する。

彩の国埼玉環境大賞奨励賞の受賞者は審査会が決定する。